

かつしか 区議会だより

主な内容 2・3面…一般質問 4面…可決された議案ほか

NO.201 平成22年(2010年) 1月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543

平成21年第4回定例会

12月 3・4日	本会議(一般質問、議案の付託等)
7～10日	常任委員会
11～15日	特別委員会
16日	議会運営委員会
17日	本会議(議案の議決等)

平成22年第1回臨時会

1月 8日	本会議(議案の付託、議決等) 常任委員会 議会運営委員会
-------	------------------------------------



平成21年度葛飾区子ども区議会

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を可決

平成21年第4回定例会では、9名の議員から一般質問が行われました。また、平成21年度葛飾区一般会計補正予算(第3号)をはじめとする区長提出議案18件と、改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書などの議員提出議案10件が可決されました。

平成22年第1回臨時会では、葛飾区副区長定数条例の一部を改正する条例の区長提出議案1件が可決されました。また、葛飾区副区長の選任同意2件が決定されました。

可決された意見書(要旨)

今回の定例会では次の意見書10件を可決し、関係機関に送付しました。
(件名)の下の【分】は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は4面に掲載)

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

国会及び政府に対し、次の事項を強く求める。①改正貸金業法を直ちに完全施行すること②自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人員費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること③個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること④ヤミ金融を徹底的に摘発すること

エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

国会及び政府に対し、次の事項を強く求める。①平成22年3月末で期限が切れる「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」及び「環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度」を来年度以降も継続すること②現在、「エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業」で対象となっているエアコン・冷蔵庫・地上デジタル放送対応テレビのほか、省エネ効果が期待される商品にもエコポイント制度の活用を検討すること

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①ヒブワクチン及び小児用7価肺炎球菌ワクチンの有効性、安全性を評価したうえで、予防接種法を改正し、ヒブによる重症感染症(髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症)を一類疾病の定期接種対象疾患に位置付けること②ワクチンの安定供給のための手立てを講じること

地域のへり守るための国の予算執行及び予算編成を求める意見書

政府に対し、次の事項を強く求める。①平成21年度補正予算において、国民生活や地域経済に影響を及ぼす事業について執行停止をやめること②地域住民に対する医療サービスの低下が懸念されることから、「地域医療再生臨時特例交付金」の執行停止をやめること

平成22年度予算の年内編成を求める意見書

政府に対し、地方自治体が速やかに予算編成作業に着手できるよう、平成22年度予算を年内に着実に編成することを強く求める。

高速道路の原則無料化の撤回を求める意見書

国会及び政府に対し、高速道路原則無料化の方針を撤回することを強く求める。

悉皆方式による全国学力・学習状況調査の継続を求める意見書

国会及び政府に対し、世界最高水準の義務教育を実現するために、小6・中3の全児童生徒を対象とする全国学力テストを継続して実施するとともに、その調査結果を最大限活用するなど、さらなる充実を図られることを強く求める。

国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

政府に対し、行政府として直接地方の声を傾け、しっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう、強く要望する。

オリンピック準備基金の活用に関する意見書

東京都に対し、2016年の開催がなくなったことで、オリンピック準備基金の4千億円を活用し、中小企業支援をはじめ、年末年始など都民生活を守るためにあてられることを求める。

不妊治療に対して医療保険の適用範囲拡大を求める意見書

国会及び政府に対し、不妊治療に対して、有効であると考えられる専門科における検査・治療に対して医療保険の適用範囲を拡大し、支援の拡充を実現するよう、強く要望する。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状(答礼のための自筆のものを除く)を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金(出産・新築等)、贈り物(お中元・お歳暮等)をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。